

令和8年度空家課題解決支援事業プロポーザル審査要領

- 1 空家課題解決支援事業を発注するため、柔軟な発想及び豊富な経験を有する受注者を選定するため、プロポーザル審査要領について必要な事項を定める。
- 2 空家課題解決支援事業プロポーザル応募要領に定める審査基準等については、別紙「空家課題解決支援事業プロポーザル審査基準」のとおりとする。
- 3 審査は、副町長、事業関係課の所属長及び課員の内から構成する空家課題解決支援事業プロポーザル審査委員会を設置して行う。

ただし、事故等により審査等の業務ができない場合は、当該審査員が指名する者を代理として出席させることができるものとする。
- 4 参加表明書等を提出した者（以下、「参加者」という。）を対象にプレゼンテーション審査を実施し、総合評価点が高い者から順位付けを行い、最も高い者を受託候補者として選定する。

ただし、空家課題解決支援事業プロポーザル審査委員会の判断により書類審査とする場合がある。

なお、総合評価点が高点の場合は、審査項目の企画提案、経費の順に評価点が高い参加者を上位とする。
- 5 審査結果に基づき選定された受託候補者と委託内容の協議及び調整（以下、「協議等」という。）を行い、この協議等が整ったときには、随意契約により契約を締結する。協議等が整わなかったとき、又は、受託候補者に事故等があり、契約ができなくなったときは、審査により順位付けられた上位の者から順に、本業務に係る契約の相手方となる候補者として同様に協議等を行う。

なお、総合評価点が50点に満たない参加者とは協議等及び契約の締結は行わないものとする。

令和8年度空家課題解決支援事業プロポーザル審査基準

審査員氏名	
参加者名	

<審査項目及び点数>

(配点×重要度=得点)

審査項目		審査の観点	配点 (5点満点)	重要度	得点
業務全体に対する基本的な考え方・取組方針		企画提案は業務目的に合致しているか。(10点)	5	2	10
		業務を実施するに当たり、必要かつ十分な知識・技術・ノウハウ等を有しているか。(10点)	5	2	10
提案内容	空家に関する相談会の実施	具体性・実現可能性のある提案で、業務を円滑に進め、事業効果を高める工夫がされているか(各10点)	5	2	10
	空家媒介契約等に関する情報提供ツールの作成		5	2	10
	専門家による電話相談窓口の設置		5	2	10
	町広報紙での空家問題啓発記事の作成		5	2	10
業務の実施体制	実施体制	様々な分野の専門家や関係者との連携を図りつつ、円滑な事業運営を実現するための具体的な実施体制案が無理なく提案されているか。(10点)	5	2	10
	業務実績	過去の業務実績などにより、業務を確実に履行すると認められるか。(10点)	5	2	10
事業費		費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。(20点)	5	4	20
			合計 (100点満点)		100